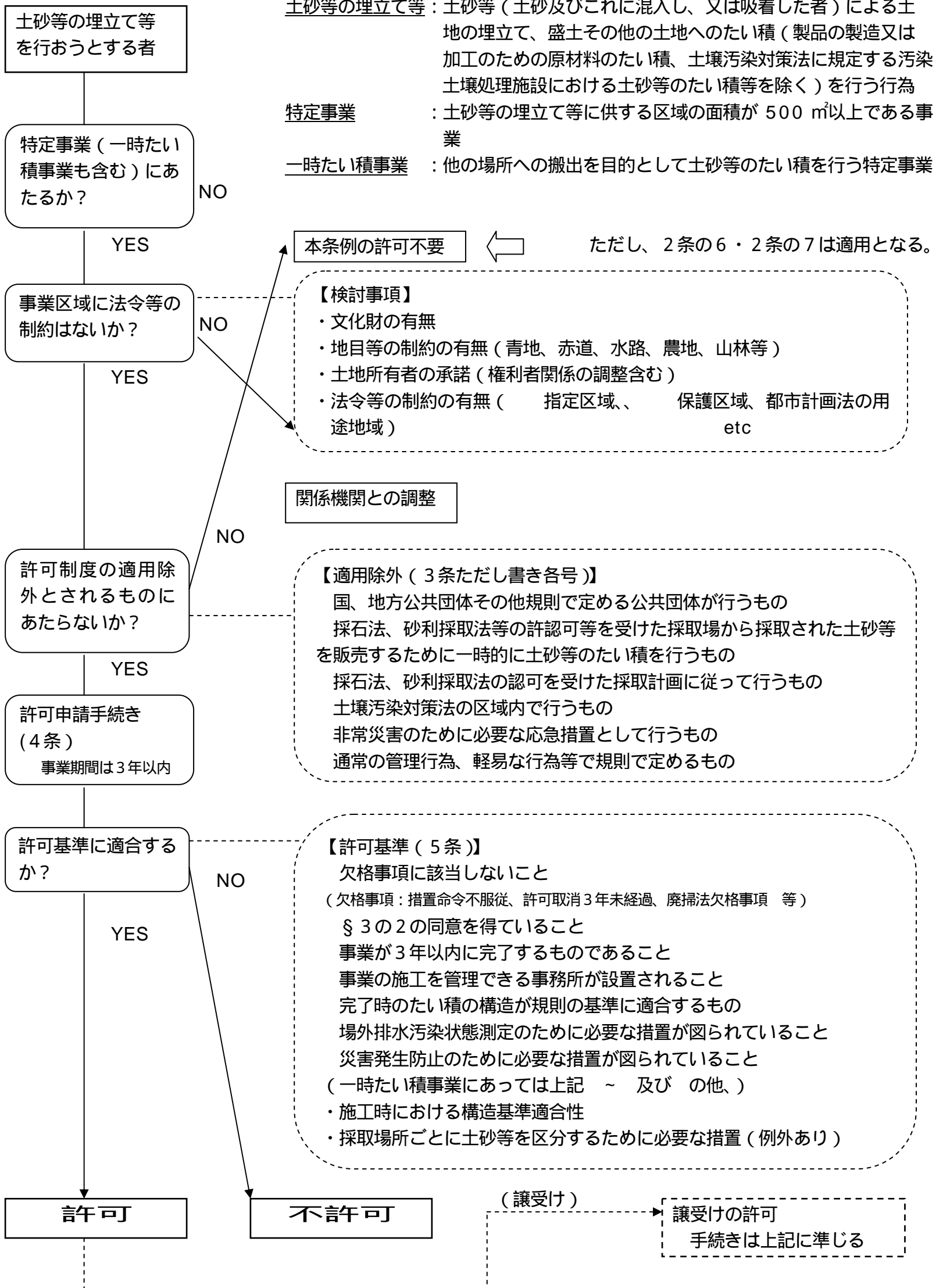


本条例における許可制度の概要

本条例では、特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

許可を受けるまでの流れ



特定事業施工時の義務

【全ての許可事業者が行うもの】

土砂等の搬入の届出（8条）→ 採取場所ごと、かつ5,000m³ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付

土砂等管理台帳の作成及び → 採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量等を記載する。

土砂等の量の報告（9条） 6か月（一時たい積は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）

水質検査等の実施及び結果報告 → 6か月（一時たい積事業は3か月）ごとに当該6か月（10条）（3か月）を経過した日から2週間以内

関係書類の縦覧（11条）

標識の掲示等（12条）

搬入車両への表示（12条の2）

【必要に応じて行うもの】

申請事項の変更許可申請・届出（7条）→ 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出

休止（2か月以上）の届出（14条）

譲受けの許可（14条の2） → 譲受け許可を受けた者が許可事業者の地位を承継

相続に基づく地位承継の届出（15条）→ 許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

特定事業の終了

